

笠岡市空き店舗等活用事業費補助金 【利用手引き（令和8年4月版）】

【問合せ先】

笠岡市役所 産業部 商工観光課 商工労政係

住 所：〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1-1

電 話：0865-69-1188

F A X：0865-69-2185

受付：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

1 事業の目的

新規事業者等の創業による賑わいの創出及び空き店舗等の解消に資する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、笠岡市の地域経済の活性化を図ることを目的とします。

※新規事業者等とは新たに商業等を行おうとする者又は既に商業等を営む者で、市内の空き店舗又は空き家等を新たに購入し、又は賃借して商業等を行おうとする個人又は法人をいいます。

※空き店舗とは、売買物件として買受人を募集し、又は賃貸物件として賃借人を募集している笠岡市内の店舗、倉庫、事務所等の営業用施設であって、事業活動の用に供されていない期間が30日以上経過した物件をいいます。ただし、大規模小売店舗立地法の対象となる店舗への出店は除きます。

※空き家等とは、売買物件として買受人を募集し、又は賃貸物件として賃借人を募集している笠岡市内の民家等であって、居住の用に供されていない期間が30日以上経過した物件をいいます。

2 補助対象者

新規事業者等で、下記の要件をすべて満たす必要があります。

補助対象者 チェックシート	チェック
笠岡市内に事務所（主たる事務所）を設置しようとしているか？	
日本標準産業分類のうち、大分類に規定する農業、林業、漁業、医療及び福祉を除く業種を営む者であるか？	
笠岡市内に住所があるか？ または補助金の交付申請を提出する日の前日までに笠岡市内に住所があるか？	
新規創業者にあっては、十分な調査研究に基づく計画性があるもので、継続発展する見込のある事業であるか？	
市税等の滞納がないか？法人にあっては、その代表者にも滞納がないか？	
許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得しているか、取得する見込があるか？	
笠岡市、国、県、その他の団体の補助金を重複して受けていないか？	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者ではないか？	
事業の実施に関して、法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有していないか？（事業実施にあたり事前に特定用途制限地域を確認し、事業実施に関して課題を有していないことを確認すること [笠岡市都市計画課窓口]）	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当する者ではないか？	
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当する者ではないか？	
大企業又は次のいずれかに該当するみなし大企業である者でないか？ ア 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している企業 イ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業 ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業	

3 補助対象事業

空き店舗等活用事業

ア 補助対象者

新規事業者等

イ 補助対象経費

空き店舗及び空き家等を活用するために必要な次に掲げる経費

①店舗の改装に係る経費

②機械装置及び設備の購入，修繕に係る経費

③特殊車両，工具，備品の購入に係る経費

※耐用年数が少なくとも3年以上あるものの購入費

※事業への利用目的が特定できる物品で汎用性の高い物品（エアコン，パソコンなど）

は対象外

※単価3万円以上が対象，消耗品は対象外

④広告宣伝費

※新聞への広告折込，雑誌等への広告掲載，パンフレット・チラシ・ホームページ作成に係る費用など

ウ 補助率

都市機能誘導区域内での事業は3分の2

都市機能誘導区域以外での事業は2分の1

※限度額100万円

※千円未満切捨て

【注意事項】

ア 補助対象事業の期間は1年以内とします。

イ 補助対象事業に係る経費については，笠岡市内に本店のある法人，個人事業主からの購入・施工に限ります。ただし，笠岡市内に本店のある法人，個人事業主からの購入・施工によることが困難な場合は，この限りではありません。

ウ 補助対象事業に対する補助金の交付は，同一事業者に対して1回限りとします。

エ 空き店舗，空き家等が併用住宅の場合は，出入口が別々で事業活動に供する部分とそれ以外の部分とに明確な区分ができ，竣工図面，工事内容内訳書等により事業活動に供する部分の補助対象経費を算定できるものに限り交付対象とします。

オ 補助対象経費は，以下の条件をすべて満たす経費です。

①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

②補助対象期間に契約・発注し，発生した経費

③金額・支払等が確認できる経費（領収書等の証拠書類があるもの）

カ 都市機能誘導区域とは，都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第3号に規定する区域で，都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として笠岡市立地適正化計画に定める区域をいいます。（別紙区域図参照）

キ 改装とは，店舗等の機能及び性能を維持又は向上させるための改築，修繕，改修，模様替え等リフォームを行うことをいいます。

ク 法人とは，市内に本店又は主たる事務所を有する法人（政治団体及び宗教法人を除く）をいいます。

ケ 主たる事業所とは新規事業者等が市内で当該事業の中核機能を担う拠点をいいます。

4 補助金交付までの流れ

【手続きの流れに関する注意事項】

本補助金は、事業の実施前に認定申請を行い、市から認定通知を受けた後に事業に着手し、事業完了後に交付申請を行う手続となります。

認定通知は、補助対象事業として認定するものであり、補助金の交付を決定するものではありません。

補助金の交付は、事業完了後に提出された交付申請書類を審査した上で、交付決定及び額の確定により決定します。

(1) 準備期間（事業開始日の3か月前：事業計画作成、相談など）

※事業開始日の3か月前を目途に余裕をもって相談してください。

【認定申請までに行うことができる準備について】

認定申請までの間は、創業塾の受講、事業計画の作成、市への事前相談、物件の情報収集、見積書の取得、許認可に関する事前相談その他事業開始に向けた準備を行うことができます。

ただし、補助対象経費として認められるのは、認定通知書に記載された日にちから事業完了日までの間に契約・発注し、発生した経費に限ります。

このため、認定通知前に契約、発注、購入、工事着手又は支払を行った経費は、補助対象外となりますので、御注意ください。

(2) 認定申請（事業開始日の30日前）

以下の書類を提出してください。

空き店舗等活用事業
<ul style="list-style-type: none">・ 認定申請書（様式第1号）・ 事業計画書・ 見積書、図面、現況写真等・ 売買又は賃貸借の申込書の写し・ 笠岡商工会議所の経営指導員の意見書（個人のみ）・ 住民票の写し（個人のみ）・ 補助対象者の市税等の滞納がない証明書（個人のみ）・ 補助対象事業に係る許認可書類の写し・ 履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）（法人のみ）・ 定款の写し（法人のみ）・ 直近の決算書の写し（法人のみ）・ 法人及び代表者の市税等納付状況が確認できる書類（法人のみ）・ その他市長が必要と認める書類



書類審査後、笠岡市から事業の認定通知

(3) 事業開始日～事業完了日

認定通知書に記載された事業開始日から事業完了日までが補助金の対象になります。

【注意事項】

※補助の対象となる期間を必ず確認してください。

※認定を受けた事業内容を大幅に変更するときは、事業変更着手の30日前までに変更認定申請書（様式第2号）を、認定に係る事業を廃止するときは、廃止届出書（様式第3号）を提出してください。

※事業内容の変更については、補助金額の増額は認められません。

(4) 交付申請（事業完了後90日以内）

以下の書類を提出してください。

空き店舗等活用事業	
・	交付申請書（様式第4号）
・	事業報告書
・	支払明細書，支払領収書等
・	定款，税務署へ提出した開業届出書など事業内容が分かる書類
・	事業に必要な許認可を受けたことを証する書類（営業許可証など）
・	その他市長が必要と認める書類（工事写真，完成写真，成果品等）



書類審査後，笠岡市から補助金の交付決定及び額の確定通知

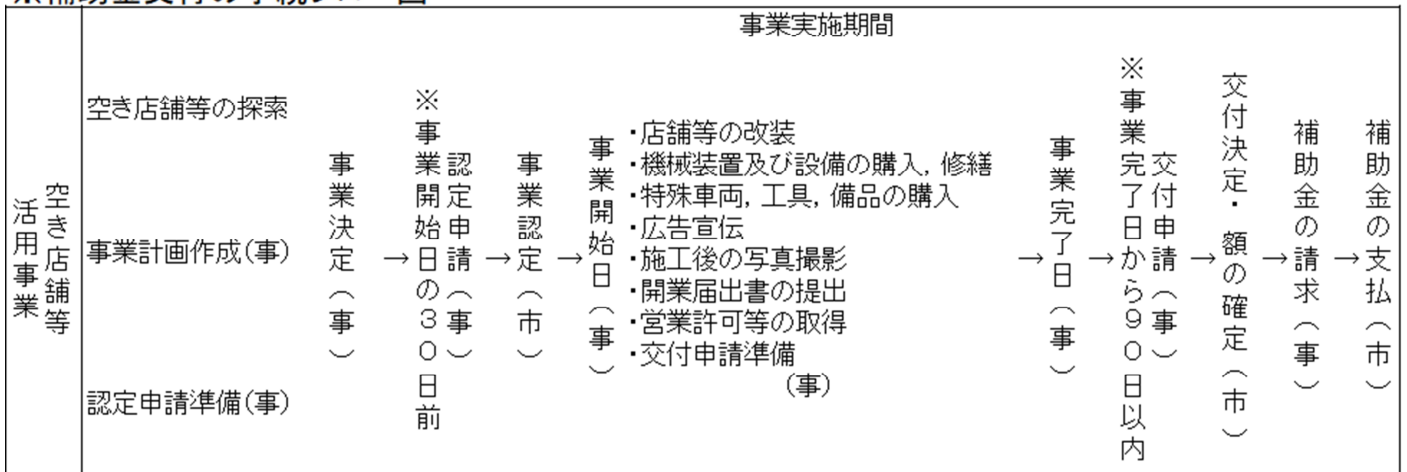
(5) 補助金の請求

補助金交付決定及び額の確定後，請求書を提出してください。



確認後，笠岡市から補助金の支払

※補助金交付のフロー図



※(事)は補助事業者が行うこと，(市)は笠岡市が行うこと

5 事業継続状況報告

補助事業者は，補助事業により開始した事業の継続状況及び事務所の使用状況を確認するため，補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して3年度の間，毎年度，市長が指定する期日までに，事業継続状況報告書（様式第5号）及び以下の書類を提出してください。

事業継続状況報告書添付書類	
・	直近の確定申告書，決算書の写し
・	賃貸借契約書の写し，営業許可証等の使用状況が確認できる書類
・	店舗外観，内観写真（営業中であることが分かるもの）
・	その他，市長が必要と認める書類

6 注意事項

(1) 補助金の返還等について

補助金を受けるに当たって、以下の行為があった場合、補助金の返還を命じます。

- ・偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ・補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは笠岡市空き店舗等活用事業費補助金要綱に違反したとき。
- ・法人にあっては、企業集団の他の構成員が同一事業により本補助金の交付を受けていることが判明したとき。
- ・名義貸しその他実質的に同一者が重複して補助を受けることを目的とする行為が認められたとき。

(2) 財産処分の制限について

機械装置、設備、特殊車両及び重要な備品等を補助事業により取得し、又は効用を増加した財産のうち、次に掲げるものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。

(3) 補助金に関する書類の保存について

補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければなりません。

(4) 重複申請の禁止について

この補助金は、新規創業時において、笠岡市新規創業事業補助金交付要綱（令和8年笠岡市告示第59号）に基づく補助対象事業と重複して申請することができません。法人にあっては、当該法人が属する企業集団として同一事業について重複して申請することができません。

7 お願い

皆さまに交付する「笠岡市空き店舗等活用事業費補助金」の財源は、笠岡市民の税金です。


補助金を有効に活用いただき、その後の事業を継続していただくためにも、補助金を当てにした資金計画はしないでください。

「創業サロン」などの支援機関に必ず相談し、綿密な事業計画を立て、持続可能な事業展開をよろしくお願ひします。

◆都市機能誘導区域

都市機能誘導区域とは、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第3号に規定する区域で、都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として笠岡市立地適正化計画に定める区域をいいます。



凡 例	
	都市機能誘導区域